

「第五次滋賀県廃棄物処理計画（案）」に対して提出された
意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

令和3年(2021年)3月22日(月)から令和3年(2021年)4月21日(水)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「第五次滋賀県廃棄物処理計画（案）」についての意見・情報の募集を行った結果、3名(団体1者含む)の方から、計7件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する滋賀県の考え方を次に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2. 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
第1章 計画の趣旨等	0件
第2章 本県の廃棄物の現状と廃棄物排出量等の将来推計	0件
第3章 計画の基本方針	0件
第4章 計画の目標	0件
第5章 計画の目標達成に向けた施策の方向性	6件
第6章 関係主体の役割	0件
第7章 計画の推進体制および進行管理	0件
その他	1件
合 計	7件

第五次滋賀県廃棄物処理計画(案)について提出された意見等とそれらに対する滋賀県の考え方

No.	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
第5章 計画の目標達成に向けた施策の方向性			
第2節 その他目標達成に向けた不断の取組・施策			
1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組の推進			
1	27、29	<p>(1)一般廃棄物 (グリーン購入)</p> <p>グリーン購入によるごみの削減等が記載されているが、「トナーカートリッジ」および「インクジェットカートリッジ」についてこれが十分実施されていない事例が確認される。</p>	<p>本県では、グリーン購入の普及拡大を図るため、県民や事業者への普及啓発、関係団体への支援を行っており、滋賀県庁も事業者としての立場で、物品等の調達において「滋賀県グリーン購入基本方針」に基づき、ご指摘のトナーカートリッジ等も含め、容器や包装ができるだけ少ないものやリサイクル製品等、環境負荷の少ない物品の購入に努めているところです。</p> <p>「滋賀県グリーン購入基本方針」は、グリーン購入法の制定および環境省が定めるグリーン購入基本方針の改定に伴い、随時庁内関係課との意見交換・協議等を踏まえ策定しております。その実施にあたっては、ご指摘の趣旨を踏まえ、実効性等の観点から有効な物品調達となるよう、引き続き努めてまいります。</p>
2 廃棄物の適正処理の推進			
2	31	<p>(1)一般廃棄物 (一般廃棄物処理施設)</p> <p>エネルギー回収率を高める設備の導入を促進のために具体的政策はなく、新しい政策として不十分である。サーマルリサイクル(熱利用)に関して、滋賀県が平成11年3月に策定した「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」において、県内を7ブロック割とすると策定されているが、実現していない。現在のごみ焼却場数は12件にとどまる。高島市のような小規模な自治体では、ごみ焼却場の集約が進んでいない。当該計画は20年前の計画だが、当時の7ブロック割から、更に高島市のような小規模のごみ焼却場を集約し、発電と共に、熱利用の推進で、ごみのエネルギー利用を地産地消で進めることができれば、二酸化炭素の排出量の削減につながるので、市民にとってもメリットがある計画となると思う。</p> <p>また、環境省から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」が出されているが、活用されていないと思う。国がごみのエネルギー化を進め、進めるための県の役割について述べている。</p> <p>県が調整役となり方向性を決めるなど、リーダーシップが望まれる。</p>	<p>平成11年3月に策定した「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」に基づき、全県を7ブロックに区分けし、ごみ処理の広域化を進めてきましたが、ご指摘のとおりブロックの一部で広域化が未達成であり、当該計画から20年を経過した現在、国の通知にもあるように、今後の方向性を考える必要があると考えております。</p> <p>このため、P.32【施策の方向性】(一般廃棄物処理施設の整備等)の3つ目の○において、「県と関係市町等は、県内の一般廃棄物焼却処理施設を通じた温室効果ガスの削減や大規模災害への処理体制の構築に資するため、現在の状況変化や地域の実情等を考慮しながら、中長期的な視点で今後の処理施設の在り方について、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、県と関係市町、一部事務組合で情報交換し、検討を行います。」と記載しているところです。</p> <p>今後、ご指摘の趣旨を踏まえつつ、プラスチック資源循環促進法やプラスチック資源循環戦略等の国の施策と整合を図りながら、市町等と検討を進めてまいります。</p>
3	34	<p>(3)散在性ごみ対策</p> <p>・散在性ごみの定点観測調査をされているとのことですが、研究機関の調査研究の段階、レベルではありません。琵琶湖岸や河川周辺はもちろん道路など、あらゆる公共スペースでの散在性ごみについては、十分な対策がされているとは思えません。5年間におよび毎日周辺のポイ捨てごみなどについて回収したり、監視したりしてきましたが、明らかに分かったことが、ポイ捨てごみも不法投棄も同じ場所に、同じ店で買った、同じような物が捨てられていることがほとんどです。すなわち、同じ人物が繰り返し行為に及んでいると考えられます。条例の厳罰化と取り締まり強化を求めます。</p>	<p>本県では、ごみ散乱防止に資するため、平成14年度以降、県内38か所で散在性ごみの定点観測調査を実施しており、観測地点では散在性ごみが減少傾向にあります。近年、車や人の動き等の状況変化から、より実態に即した散在状況を把握するため、観測地点・方法の見直しが必要と考えています。</p> <p>また、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」において、ごみ散乱抑止のため、ごみの回収命令違反者に対する罰則を定めており、県内各地に設置する環境美化監視員による周知・指導を行うとともに、市町等と協力しつつ監視パトロールを徹底してまいります。</p>

No.	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
4	34	<p>(3) 散在性ごみ対策</p> <p>・団体やイベントに対してだけでなく、日々ポイ捨てごみを拾ったり、監視したりする個人のボランティアに対しても、助成などの制度をつくってもらいたい。</p>	<p>本県では、ごみの散乱を防止し、県民等と県が一体となった地域活動を推進するため、淡海エコフオスター制度を創設しており、ボランティア保険の加入に対する支援・運用をしております。</p> <p>また、平成26年に作成した「琵琶湖岸環境美化活動の手引」において、ボランティアに対する各市町による支援制度をとりまとめ作成しておりますので、ご活用ください。</p>
5	34	<p>(3) 散在性ごみ対策</p> <p>・たばこのポイ捨てが数的には圧倒的に多いです。歩きたばこやたばこのポイ捨てを禁止する条例の厳罰化と取り締まり強化を求めます。</p>	<p>「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」において、たばこのポイ捨てを含め、ごみの回収命令違反者に対する罰則を規定しておりますが、散在性ごみの定点観測調査の結果からも、たばこの吸殻が個数の半分以上を占めている状況です。</p> <p>調査地点での散在性ごみの平均個数は減少しているものの、依然としてたばこの吸殻の比率が高いことから、たばこも含めた散在性ごみの減少に向けて、環境美化監視員による周知・指導および監視パトロールなどの取組を徹底してまいります。</p>
6	38	<p>(5) 不法投棄対策等</p> <p>・過去6年の河川の巡視パトロールボランティア活動からですが、河川における不法投棄については、河川周辺の農業者や河川周辺に住宅等を建設する建設・土木業者が原因者であると思われる投棄物が多いです。業界を厳重に指導すること、業界に対する条例強化、厳罰化、取り締まり強化を求めます。</p>	<p>不法投棄対策として、職員による巡回パトロールや民間委託事業者による休日・夜間パトロールをはじめ、建設・解体工事現場における啓発・指導や警察等と連携し、産業廃棄物運搬車両を対象とした路上検査を実施しているところです。</p> <p>こうした行政による監視に加え、県民等から広く情報提供を呼び掛けるため、フリーダイヤルによる「産業廃棄物不法投棄110番」の設置や日本郵政やトラック協会等の県内事業者と情報提供に関する協定を締結するなど、監視通報体制の整備を図り、通報のあったものに対しては、速やかに対応してきているところです。</p> <p>今後も引き続き、様々な主体と連携しながら、不法投棄を許さない社会づくりを進めてまいります。</p>
7	概要	<p>「一人当たりのごみ量の削減」を目標としているが、今後も大きな変化は期待できそうもない。これで二酸化炭素の排出量削減に、排出量ゼロ社会の実現に貢献できるのか。</p> <p>ごみ問題は、ごみをゼロにしなければ必ず焼却が必要であり、二酸化炭素の排出源である。滋賀県のごみの焼却によってどれだけの二酸化炭素が排出されているのか、これから10年でどのようにして、二酸化炭素を50%削減するのか、何が重要かを把握し、確実な実行が望まれる。</p> <p>そこで、ごみを焼却することで、「二酸化炭素の排出量を減らす」ことを提案する。</p> <p>ごみは、ゼロにならない限りは燃やす必要があり、エネルギー化をするならば確実に化石燃料による二酸化炭素の排出量を減らすことができるということを、柱に、「廃棄物処理計画」を「脱炭素社会へ貢献する廃棄物処理計画」へと、政策の転換を検討してもらいたい。</p>	<p>本県は、これまで滋賀県廃棄物処理計画に基づき、3Rの推進を中心に、ごみ排出量の削減に取り組んできており、本計画において、「一人1日当たりの一般廃棄物ごみ排出量」の少なさを全国1位を達成できる値(チャレンジ目標値)を目指すこととしております。また、世界的な課題である海洋プラスチックごみの流出防止や気候変動の抑制を進めるため、「プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」や「滋賀県食品ロス削減推進計画」の策定などを踏まえ、プラスチックごみの発生抑制や食品ロス削減などを重点取組・施策として位置付け、取組を明確化・強化して実施することとしております。</p> <p>本計画の基本方針において、3Rの推進とともに、二酸化炭素の排出削減を含めた環境負荷を低減していくことを記載しているところですが、ご提案の趣旨を踏まえ、以下のとおり下線部分を追記します。(本文該当箇所にも追記します。)</p> <p>第3章 計画の基本方針 2つ目の◆ ・2R(リデュース・リユース)を重視(中略)などを通じて、温室効果ガスを削減することでCO₂ネットゼロに寄与するとともに、環境負荷を低減</p> <p>なお、ごみの焼却については、これまでの循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則を踏まえつつ、リサイクルを例にすれば、「プラスチック資源循環戦略」では、サーマルリサイクルよりもマテリアルリサイクルの重要性を高めるような、持続可能な資源として活用する方向性が示されているところです。</p> <p>本県においても、こうした方向性に賛同するとともに、将来的に全国的に対応が必要となることから、国の動向を注視しつつ、県内市町等における二酸化炭素排出削減に資するごみ処理施設の在り方などについて、県内市町等と意見交換を行い、実効性の高いものとなるよう検討してまいります。</p>

第五次滋賀県廃棄物処理計画(最終案)【概要版】



第1章 計画の趣旨等

【近年の動向】
 平成27年 9月 国連でSDGs 採択
 12月 パリ協定 採択
 30年 6月 第4次循環型社会形成推進基本計画 策定
 令和元年 5月 プラスチック資源循環戦略 策定
 6月 大阪ブルーオーシャンビジョン 採択
 10月 食品ロス削減推進法 施行

【法定計画等としての性格】
 ・ 廃棄物処理法に基づき都道府県に策定が義務付けられた計画 (= 法定計画)
 ・ 本県の廃棄物処理および資源循環を総合的に推進する計画 (第四次計画の改定)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、衛生目的を中心としたプラスチックをはじめ排出実態に変化

世界の趨勢や現状等を踏まえ、本県の特徴である「三方よし」の理念を生かしつつ策定するもの。(第五次計画期間：R3年度からR7年度 5年間)

第2章 本県の廃棄物の現状と廃棄物排出量等の将来推計

第四次計画期間中の実績値と達成状況

(1) 廃棄物の減量に係る目標

① 一般廃棄物

目標項目	実績値	実績値								目標値	達成状況	将来予測
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1			
1人1日当たりごみ排出量	g	876	880	851	843	831	830	834	837	820	未達成	838
1人1日当たり最終処分量	g	97	96	92	90	84	85	84	84	82	未達成	85

② 産業廃棄物

目標項目	実績値	実績値								目標値	達成状況	将来予測
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1			
最終処分量	wt	8.5	7.9	8.6	8.8	9.0	9.6	10.5	10.2	7.4	未達成	10.7

(2) 取組に係る目標

目標項目	実績値	実績値								目標値	達成状況
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		
マイバッグ持参率(レジ袋辞退率)	%	51.6	89.2	89.7	89.9	89.5	89.6	89.4	90.1	80以上(計画期間中)	達成
滋賀県災害廃棄物処理計画の策定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計画策定(平成29年度)	達成
定点観測による散在性ごみ個数	個	16	11	13	10	12	11	10	10	11.3以下(計画期間中)	未達成
電子マニフェスト利用率	%	32.6	36.8	39.6	43.5	44.9	49.3	52.4	54.3	50以上(計画期間中)	未達成
廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率 ※一廃処理施設含む	%	99.7	100	100	100	100	100	100	100	100(計画期間中)	達成
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	%	86.4	89.1	85	86.8	86.1	89.8	88.9	79.3	85以上(計画期間中)	未達成

第3章 計画の基本方針

- ◆ 多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進
 ・ 廃棄物分野における、より一層の多様な主体の協働、パートナーシップによる経済発展と環境保全を両立させた総合的な取組の推進(「琵琶湖モデル」の活用)により、全県的なムーブメントを創出
- ◆ 循環型社会の実現に向けた3R(リデュース・リユース・リサイクル)および環境負荷低減の取組の推進
 ・ 2R(リデュース・リユース)を重視した3Rの推進やカーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックの代替使用などを通じて、温室効果ガスを削減することでCO₂ネットゼロに寄与するとともに、環境負荷を低減
- ◆ 安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進

第4章 計画の目標

(1) 廃棄物の減量に係る目標

① 一般廃棄物
 ・ 現在の市町計画目標値を参考に、目標年度(R7)で計算
 ・ 環境先進県としてのブランドイメージを再確認するため、全国1位を達成できる値を検討(チャレンジ目標)

1人1日当たり廃ごみ排出量(単位:g)の全国順位	H30
1位	長野県 811
2位	滋賀県 834
3位	京都府 838
4位	神奈川県 845
5位	埼玉県 858
全国平均	877

目標項目	現状	将来予測	目標値
1人1日当たりごみ排出量	834g(H30)	838g(R7)	804g(R7)
1人1日当たり最終処分量	84g(H30)	85g(R7)	82g(R7)

② 産業廃棄物

目標項目	現状	将来予測	目標値
産廃の最終処分量	10.5t(H30)	10.7t(R7)	9.8t(R7)

(2) 取組に係る目標

目標項目	現状	目標値等
マイバッグ持参率(レジ袋辞退率)	90.1%(R1)	85%以上(計画期間中) ※新たな事業者との締結増を前提に目標設定
県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数	23箇所(R1)	100箇所(R7)
食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合 (R2.8月時)	78.3%	80%以上(R7)
「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数	118店(R1)	300店(R7)
市町災害廃棄物処理計画の策定率	42.1%(R1)	100%(R6までに)
「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	231,814人(R1)	120万人(計画期間累計)
優良産廃処理業者認定数	181件(R1)	270件(R7)
産廃処理施設・産廃処分業者への立入検査実施率	100%(R1)	100%(計画期間中)
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	79.3%(R1)	85%以上(計画期間中)

第5章 計画の目標達成に向けた施策の方向性

重点取組・施策(取組の明確化)

滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言(R1.8.28)	・ 海洋プラスチックごみなど世界的な課題 ・ 廃棄物削減による気候変動の抑制効果 ・ 琵琶湖でのマイクロプラスチックの検出情報	➔ プラスチックごみの発生抑制等の推進
滋賀県災害廃棄物処理計画(H30.3)	・ 食品ロス削減推進法施行による機運の高まり	➔ 食品ロス削減の推進
	・ 頻発する自然災害への対応 ・ 災害廃棄物処理の対応能力や連携体制の向上	➔ 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

【プラスチックごみ】

○3Rの推進(レジ袋削減、マイボトルの推進、ワンウェイプラ製品の削減等) ○プラスチック代替製品の使用促進 ○総合的な対策の検討等

【食品ロス】

○知識や意識の向上と具体的な行動の実践 ○食品ロスの発生量等の実態把握 ○未利用食品を有効活用する仕組みづくり

【災害廃棄物】

○市町災害廃棄物処理計画の策定の促進 ○早期の仮置場候補地選定への支援 ○多様な主体との連携による災害廃棄物処理体制の向上・確保等

不断の取組・施策

【3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組の推進】

[一般廃棄物] ○リデュースの推進に係る普及啓発 ○リユースの推進 ○リサイクルに係る普及啓発 ○多様な資源回収ルートの利用促進等
 [産業廃棄物] ○産業廃棄物の発生抑制等に係る研究開発等の支援 ○排出事業者に対する普及啓発 ○滋賀県リサイクル認定製品等の利用促進等

【廃棄物の適正処理の推進】

[一般廃棄物] ○一般廃棄物処理施設の整備等(市町による高効率発電施設等の整備、適正な維持管理等) ○一般廃棄物処理施設の監視指導等
 [生活排水] ○汚水処理施設整備構想に基づく汚水処理施設の整備等 ○合併処理浄化槽への転換・老朽化対策等の推進 ○し尿処理施設の適正な運用
 [産業廃棄物] ○排出事業者、処理施設、処理業者等への指導・普及啓発 ○PCB廃棄物の期限内処理の実施 ○産業廃棄物最終処分の方向性等
 [散在性ごみ対策]、[不法投棄対策等]、[IBRDエンジニアリング社最終処分場問題への対応]

【循環型社会の進展につなげる施策の推進】

○環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画(グリーンオフィス滋賀)の運用 ○公共施設等の老朽化対策 ○環境関連産業の振興
 ○バイオマスの利活用の推進 ○環境学習の推進 ○持続可能な社会を目指した消費者行動の促進

第6章 関係主体の役割

県民 環境に配慮された商品やサービスを選択的に購入する消費者(グリーンコンシューマー)としての視点
 NPO等の各種団体 多様な価値観を各種取組に反映
 事業者 経済発展と環境保全の両立を考えた事業活動の実施
 市町 地域特性に応じた一般廃棄物の3Rや適正処理に資する各種取組の推進
 県 循環型社会の実現に向けた取組の推進、関係機関との調整等総合的な役割

県民の役割	各種団体の役割	事業者の役割	市町の役割	県の役割
▲「三方よし」の精神▲ (「売り手よし」、「買い手よし」、「世間よし」) それぞれの役割・立場を理解・認識し、相互連携・協働につなげる考え方の共有 各主体における「三方よし」精神の共有【イメージ図】				

第7章 計画の推進体制および進行管理

- 一廃は廃棄物適正管理協議会(県・市町・一部事務組合で構成)で情報交換しながら取組を推進。産廃は大津市と連携し取組を推進。
- 計画の目標や取組状況を毎年度把握し、達成状況を検証し、結果の公表など「計画の見える化」を推進。